物部川水環境勉強会(第5回)

農業用水について

令和5年5月

高知県農業振興部農業基盤課

農業用水について

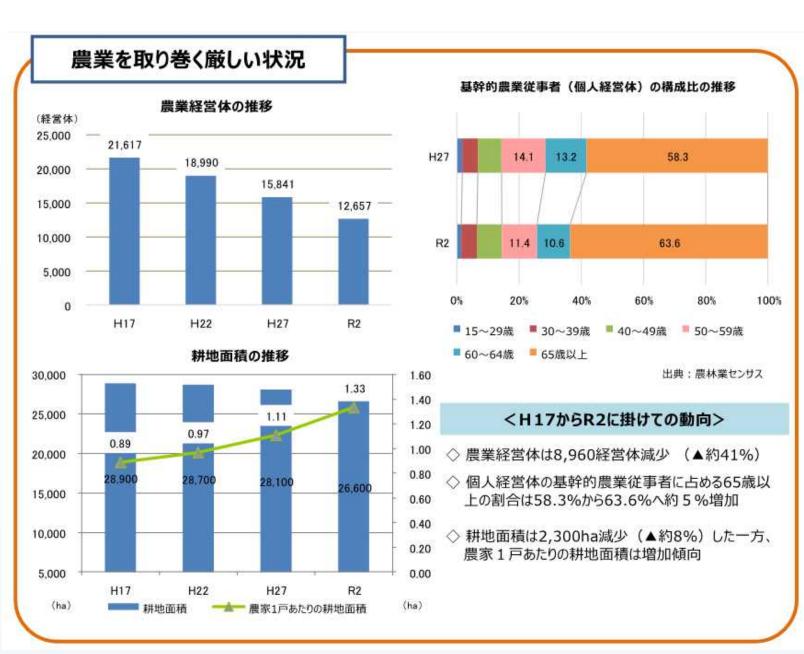
- ●高知県の農業の現状
- ●水利権について(農業用水の歴史など)
- ●物部川の水利権の現状と課題 (受益、農業施設等の実態、地域用水など)
- ●今後の取組など

高知県の農業の現状

高知県の農業の現状

- 高知県は、県土の84%が林野で、95%が中山間地域であり、また、全国に先駆けて人口減少・高齢化社会に突入しています。
- このような現状の中、水稲、野菜、果実等の生産が行われ、狭隘な耕地を集約的に利用する 生産効率の高い施設園芸は、本県農業の基幹であり、全国有数の園芸産地となっています。





高知県の農業の現状



農業産出額(R2)上位10品目

									•
品			\blacksquare	産出	額	対	前	年	差
な			す	141億円]		6億	門	
	Þ	ť		114億円	3		2億	押	
∂ ⊁	ょ	ラ	が	89億円			▲ 51	意円	
U	ょ	う	が	86億円		-	1 4	億円	}
に			6	82億円			2億	門	
き	ゆ	ラ	り	79億円			8億	門	
ピ	_	マ	V	53億円			5億	押	
 	_	7	7	33億円			▲ 1(意円	
U	U	۲	う	29億円			▲ 61	意円	
ブ	ン	タ	ン	29億円			5億	門	

園芸王国「高知」ならではの強み

次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進 (ha) ①環境制御技術の普及 (野菜主要7品目) (%) 500 400 50 300 40 30 200 334ha357ha370ha393ha 20 100 ②次世代型ハウスの整備面積 (累計) 80 70 60 50 40 30 20 10 13ha R2 H30 Ri R3 ■整備面積(累計)

1 haあたりの園芸作物等の産出額(トップ10)



出典: 農林水産省「令和2年生産農業所得統計」「令和2年耕地及び作付面 積統計」に基づき算出。農業産出額は米、畜産、加工農産物を除いた値。 また、耕地面積は田畑の本地面積から水陸稲計を除いた値で計算。

水利権について (農業用水の歴史など)

水利権とは

1. 水利権とは

いわゆる"水利権"とは、ある特定目的のために、

その目的を達成するのに必要な限度において、

公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること

(判例で一定の権利性が認められている)



このため、流水の占用の許可(河川法第23条)に当たっては、

- ①利水面:他の利水者等の権利を侵害しないか
- ②治水面:災害の発生原因となるおそれはないか
- ③環境面:取水等により河川環境を損なうことはないか

等の観点から審査する必要がある(河川法第1条)

●河川法第1条(目的)

この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

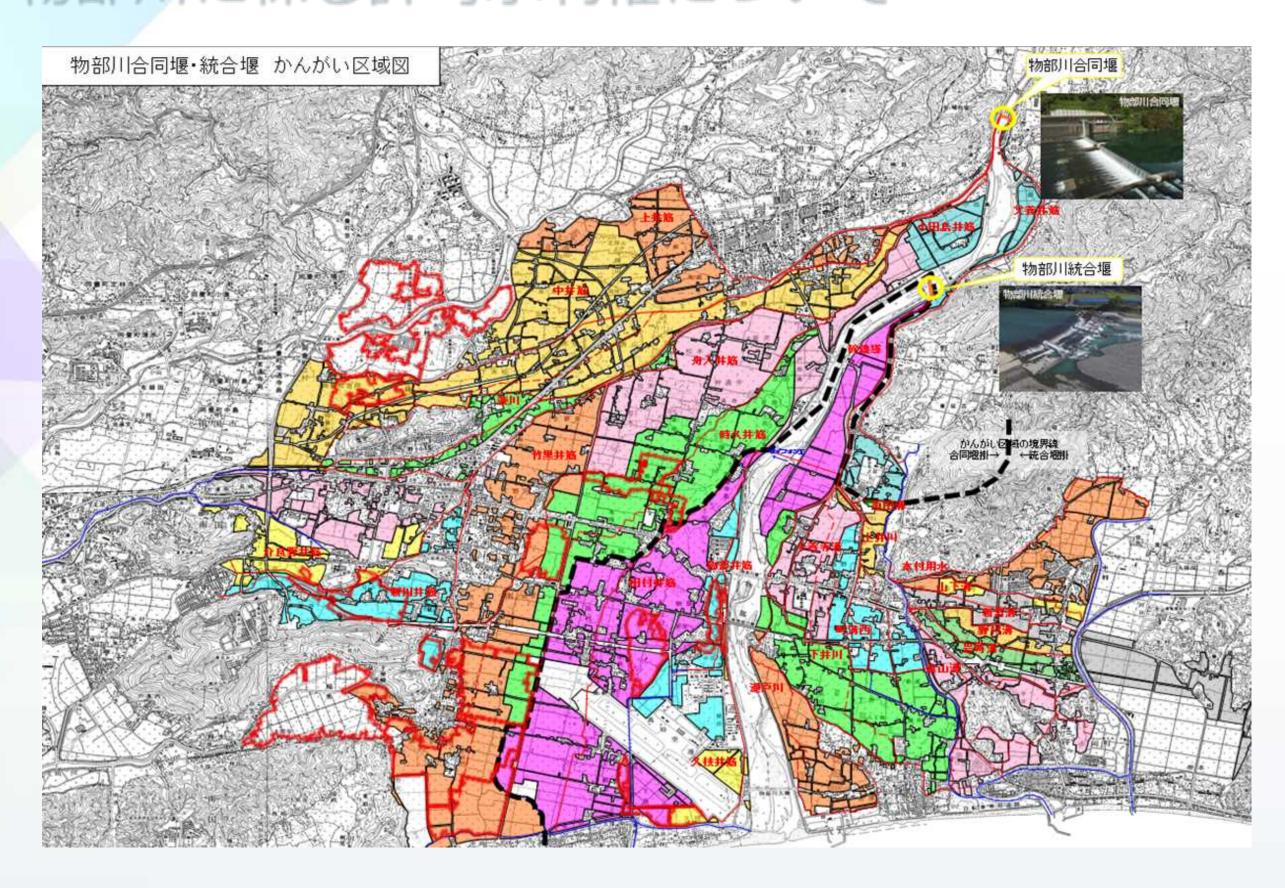
●河川法第23条(流水の占用の許可)

河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を 受けなければならない。

※従属発電については、許可制に代えて新たに登録制が導入された。(平成25年12月11日施行)

出典:国土交通省

物部川に係る許可水利権について



物部川に係る許可水利権について

・慣行水利権から許可水利権に移行した経緯

慣行水利権: 旧河川法が制定された明治29年時点において、既に河川から取水を行っていたもの

をいい、これについては改めて河川法に基づく取水の許可申請行為を要することな

く、許可を受けたものとみなされる。

許可水利権: 河川法に基づく手続きを行い、河川管理者から許可された水利権

なお、慣行水利権は取水施設の統廃合、水路の改修等の事業実施に際して許可水利権に切り替えられてきており平成11年度では、慣行水利権として残っているものの総かんがい面積は全体に対して3割程度となっており、特に大規模な地区ではほとんどが許可水利権となっている。

堰の名称	合同堰(山田堰)	統合堰(町田堰)	
事 業 名	県営かんがい排水事業	県営災害復旧事業	
事業工期	昭和43年度~昭和60年度	昭和39年度~昭和41年度	
堰の所在地	香美郡土佐山田町神母木	香美郡土佐山田町町田	
し 堰の構造	可動堰	固定堰	
*医 V 7 1 件 J 上	(固定部24m、可動部90m)	(堰長229m、堰高1.5m)	
管 理 者	山田堰井筋土地改良区	物部川土地改良区連合	
備考	山田堰、父養寺堰	野市上井堰、野市下井堰、田村井堰、物部堰、久枝堰、吉原井	
		堰	

1. 農業用水のなりたちと機能

農業用水は、事実行為としての水利用を積み重ね、ときに「水争い」を繰り返して形成した水利秩序に基づいて、 農作物生育に必要なかんがいだけではなく、生活用水、環境用水、防火用水などの様々な機能を歴史的に発揮。

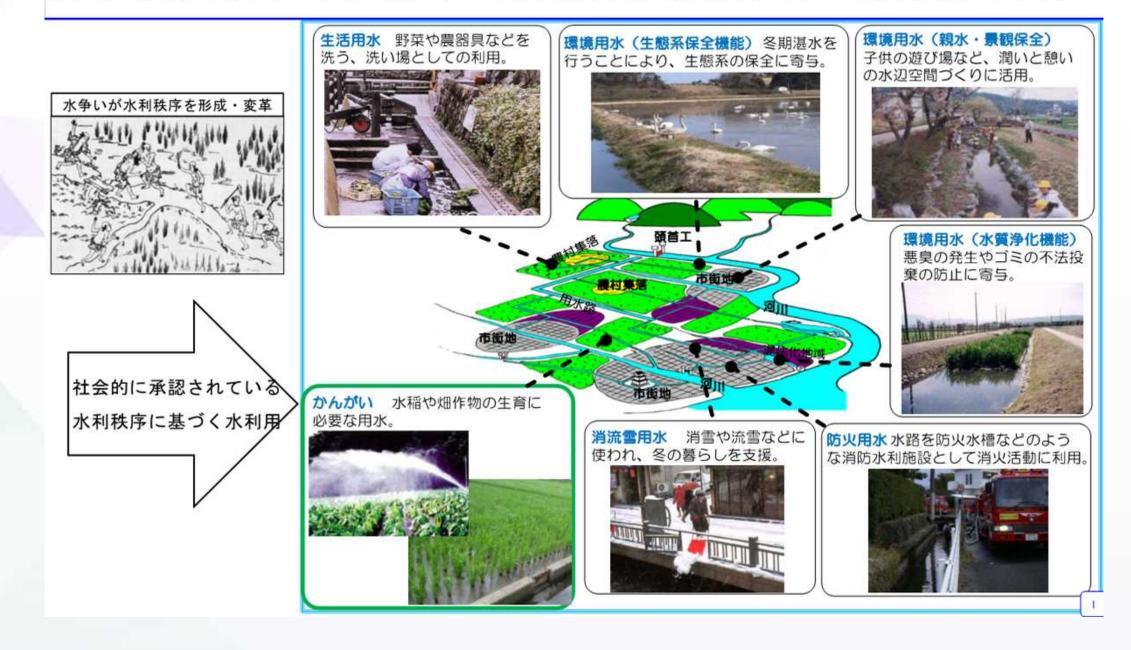
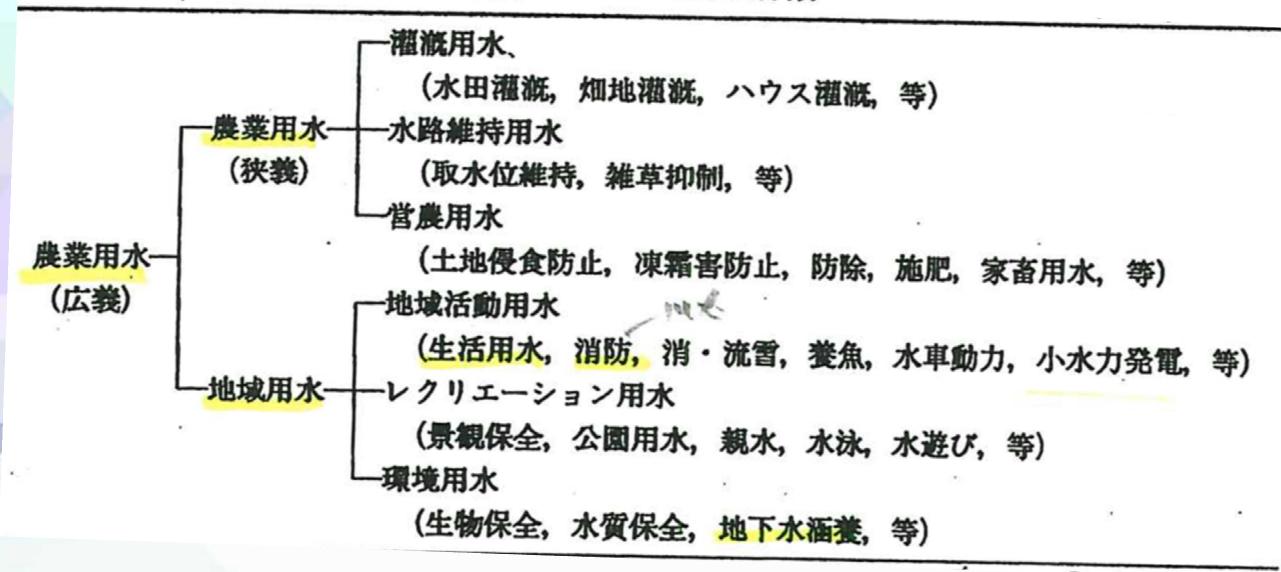


表 2.2 農業用水の分類



これまで、農業用水(かんがいなど)は、農業用としての必要な水量のみ許可されてきた経過はあるが、本来は、地域用水(地下水涵養など)も含み農業用水と定義されている。

今後の取り組み

○実態把握と情報共有

・多面的な機能を持った地域用水としての実態把握。

本来機能		概要
	かんがい機能	・作物の生育に必要な水分を供給するほか、代かき、凍霜害防止、冷害防止などの作物の生育環境を整えるための水、定植、施肥、防除などの栽培管理作業を容易・効果的にするもの。
農村環	環境保全に資する機能	概 要
水循環機能	地下水涵養機能	・水田にかん水された農業用水や貯められた雨水が、徐々に地下に浸透して地下水を涵養するほか、直接河川を流下するより長い時間をかけて下流の河川に還元され、再び下流域で農業用水や都市用水としての利用を可能とする機能。・このような機能に支えられて成立している水循環は、限られた水資源を有効に活用する役割も果たす。
	水質浄化機能	・農業用水が用排水路を流下する際に、植物などへの汚濁物質の吸着や、水路への沈殿などにより水質が浄化される機能。
	生物多様性の 保全機能	 多様な生物の生息環境の提供等を通じて遺伝資源や地域の生態系を保全する機能。 農業用用排水路は、水田と河川を繋ぐ水のネットワークの役割を果たしており、生き物の生活史に応じた移動経路、生息の場として利用。 ただし、近代的な農業開発は、生態系の単純化などを引き起こす要因となることに留意が必要。
	地域用水機能	 農業用水が集落内を流れることにより、生活用水、防火用水、消流雪用水などの地域用水としての利用を可能とする機能。 このほか、親水空間の形成や水路の水質改善といった環境用水としての役割も存在。 ただし、かんがい、または、排水に特化した整備により、地域用水としての機能が失われる場合があることに留意が必要。
	気候緩和機能	・水田において、気温よりも温度の低い用水を十分に掛け流し、水温および地温を湛水状態にしておくよりも低く抑える機能。・このことにより、高温による水稲の障害を回避することが可能。
	温室効果ガス 削減機能	・農業用水が有する重力エネルギー(落差、流速)を利用した発電により、化石燃料の使用量を抑制し、低炭素社会の構 築に資する機能。

地域用水機能

- ○集落を流れる農業用水は、地域の生活に密着した様々な機能(地域用水機能)を発揮してきた。一方、農業用水のかんがい機能に特化した整備が進んだことにより、地域用水機能が低下してきていた。
- ○近年、潤いのある水の存在そのものが地域にとって欠かせないものと認識されるようになり、かんがい機能のみならず生活用水、防火用水等の様々な機能をもつ水を「地域用水」としてあらためて評価し、その機能が十全に発揮されるよう整備が行われている。

生活用水機能



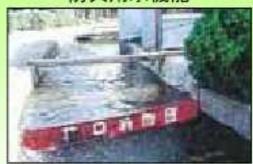
集落内に共同の洗い場を設け、 地域住民が農作業帰りに利用 したり、集落内のコミュニ ケーションの場として活用。

親水機能



流れる水の演出や用水路の景観 を利用した「せせらぎボケット パーク」の整備で、親しみと、 潤いのある景観を創出。

防火用水機能



用水路に「角落とし」などの 構造を持たせることで火災時 には防火用水として利用。

景観機能



水路内に「水車」を設置した り、用水路内に鯉や金魚を飼 育するなど、水のある景観を 創出。

消流雪機能



湖北地方は豪雪地帯であり、 このような融雪機能が周辺住 民の安全を確保。

生態系保全機能



無巣ブロックの設置や、水路 護岸に「ホタルブロック」を 利用しホタルなどの水際の生 き物の棲む空間を作りだすな ど、生態系を保全。

資料:農村振興局作成

「滝名川の水げんか」(山王海土地改良区[岩手県])

- 〇 岩手県中央部の北上川水系滝名川沿岸の扇状地は、古くから稲作の適地として開拓が進められ、江戸時代には27堰により約822haの水田をかんがい。だが、降水量が少なく深刻な水争いが頻発。
- 記録に残っているだけでも36回を数えた水争いは死者も出すはげしいもの。明治末期に干ばつ・凶作に見 舞われたことが関係者に水源開発への気運を高めた。
- 〇 大正15年に始められた陳情運動は、昭和20年にダム築造着手として結実。後に国営事業として受け継がれ、農業者も「もっこ」を担いで土石を盛った山王海ダムは昭和27年に完成。



【滝名川の27堰】



【昭和27年完成の山王海ダム】



【通水で水を待つ人々】

ときの岩手県知事が、永遠に水争いがなくなり、 平穏を願う気持ちを込め、堤体に「平安 山王海 1952」と植樹

> 地域農業の発展に伴い再び用水 不足となったが、ダムかさ上げに よって水資源を再開発 現在の山王海土地改良区の受益 面積は3.800ha余



【平成13年完成の山王海ダム】

2

2. 河川法(昭和39年法律第167号)の目的と河川管理の原則等

(目的)

- 第一条 この法律は、河川について、洪水、高潮等による<u>災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全</u>がされるようにこれを<u>総合的に管理</u>することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて<u>公共の安全を保持</u>し、かつ、<u>公共の福祉を増進</u>することを目的とする。
- 第二条 <u>河川は、公共用物</u>であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行なわれなければならない。
- 2 河川の流水は、<u>私権の目的となることができない</u>。 (流水の占用の許可)
- 第二十三条 <u>河川の流水を占用</u>しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、<u>河川管理者の許可を受け</u>なければならない。

(10年に1回程度の渇水の年(河川基準年)における流量図】

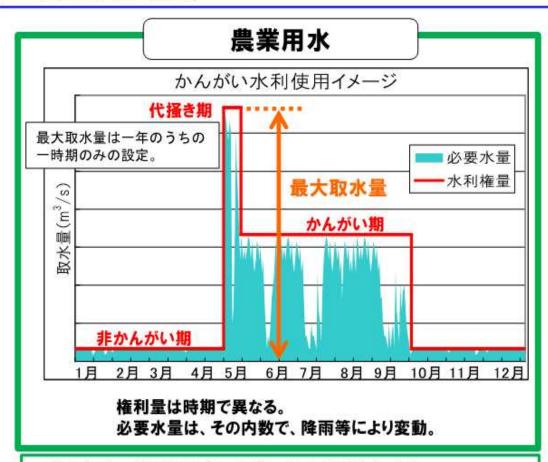
ある河川の流量
新規許可水利権対象量
基準渇水流量
(年間355日流量)
既得水利権量
可川維持流量
河川維持流量
の 3月 6月 9月 12月

- 取水予定量は、基準年の渇水流量から、河川の維持流量と他の既得水利使用者の取水量の合計を差し引いた水量の範囲内のものである必要。
- 〇 また、取水量は、
- ①合理的な根拠に基づいて算定 され、
- ②その目的、事業計画等からみ て、必要かつ妥当な範囲内 である必要。
- ※ 既得水利権量と河川維持流量の合計と、基準渇水流量の間に余裕がない河川を「パンク河川」と呼ぶことがある。

3

3. 水利権と農業用水

- 河川の流水を占用するには、許可が必要(=水利権の取得)。
- 〇 農業用水は「かんがい」を水利使用目的とし、期別に最大取水量が定められている。最大取水量は、取水量の 最大限度を示したに過ぎず、最大取水量以下であっても、不必要な分を取水したり他の目的に使用したりする ことはできない。



農作物は、降雨や生育の過程で用水量が変化する。

10年に1回程度の渇水年(計画基準年(河川基準年と同じとは限らない))における必要水量を確保する計画であるため、実態として平年は権利量ほど使用しないことが多い。

また、冷温、日照不足、異常高温等の気象の変動によっても用水量は変化する。

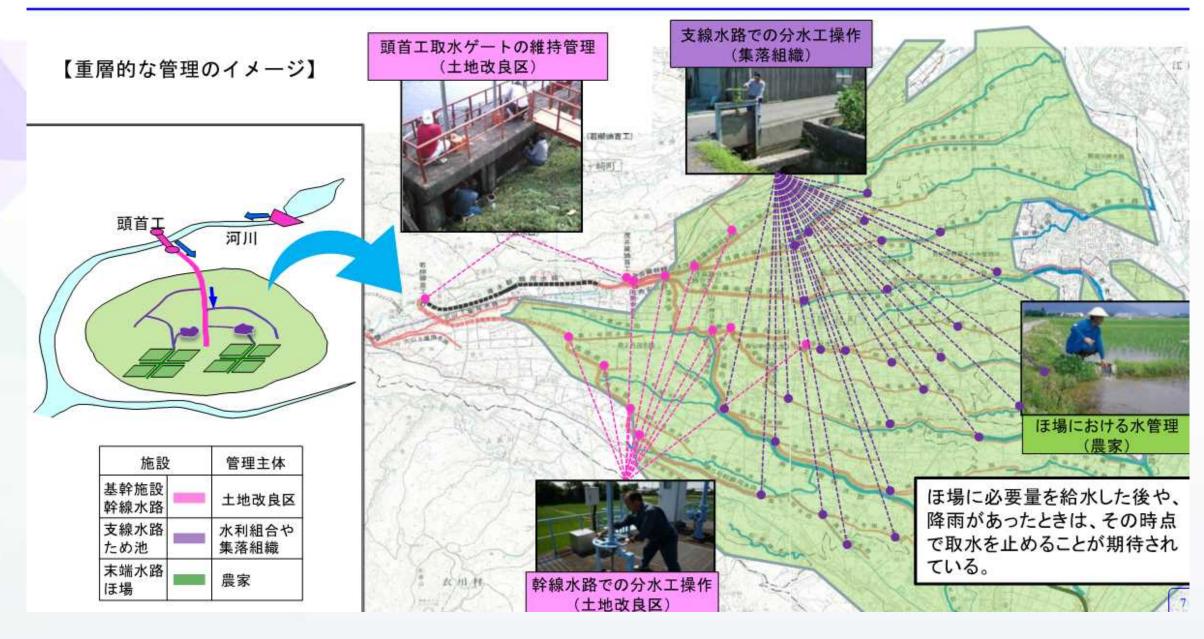


他種利水としては、上水道や工業用水を含む都市用水、発電があり、 漁業権者も関係河川使用者の一つ。明治以降の農業用水は、資本主 義の発展によって顕在化した他種水利との競合調整や、営農変化や 施設整備等を通じて変革されて現在の形を整えていった。

なお、取水量のイメージは、発電>かんがい>都市用水。また、発電は一般的には全量が河川に戻る非消費型の水利使用といえる。

5(2)土地改良区等による管理

- O 歴史的に、河川取水から各ほ場配水までが協同の重要な仕事。現在も、基幹施設は土地改良区、支線水路は 集落組織、末端水路は農家が重層的に役割分担・連携して管理。
- O 近年、ため池や堰の造成などを担った土地改良区と高齢化等が進む農家の意識に隔たりが生じて水管理は粗 放化の傾向。土地改良区が節水を呼びかけても、農家は作業効率化の観点から水管理を省力化する傾向。

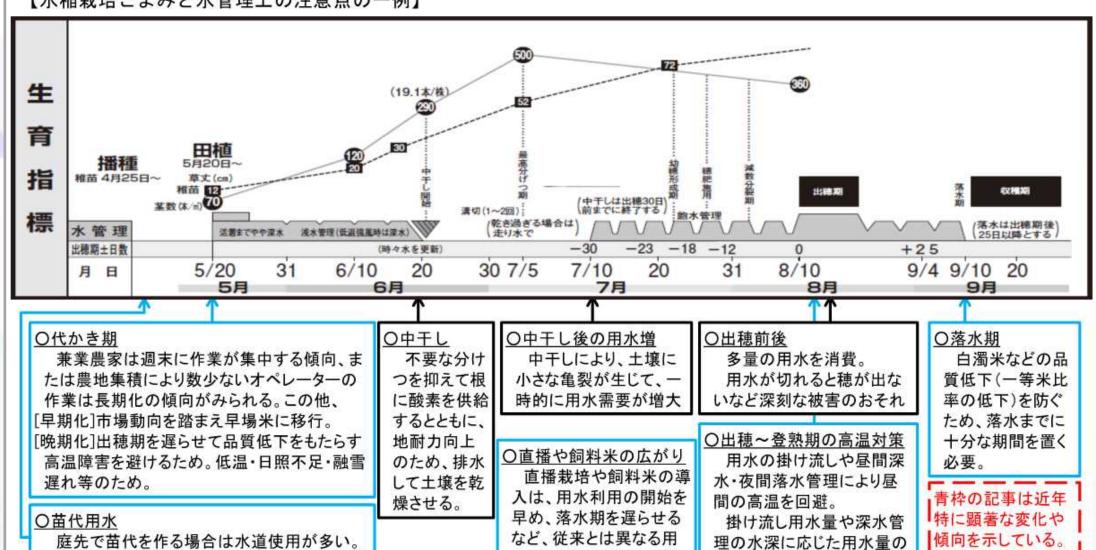


5 (3) 営農変化に伴う用水利用の変化

- 気象変動、天候不順、品種転換あるいは市場動向を踏まえた営農の変化が用水利用に変化をもたらしている。
- 〇 気候変動による水稲の高温障害を回避するための遅植えや深水かんがい等にも農業用水は活用。
- 〇 梅雨明けから秋の長雨期までは降雨量も河川流量も少ないため、落水期まで水不足が心配される傾向。

【水稲栽培ごよみと水管理上の注意点の一例】

ほ場で作るときに用水需要が発生。



水利用が求められる。

確保が必要となる。

物部川の水利権の現状と課題

物部川の水利権の現状と課題

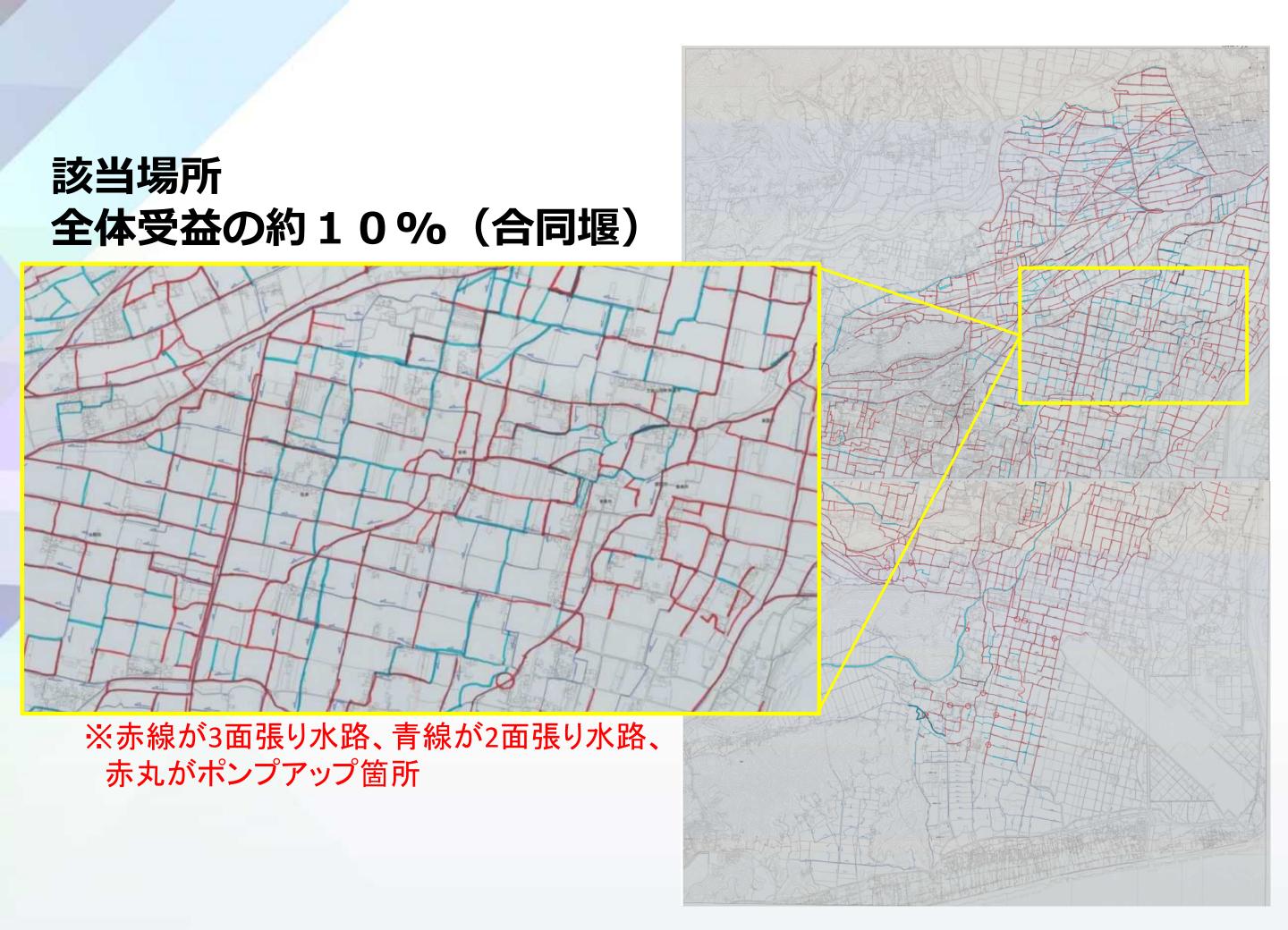
○現状「受益地は減少傾向」

農家の高齢化や減少による遊休農地の増加や宅地化による農地転用などにより、受益地は年々減少している。

○課題「取水量の確保が必要」

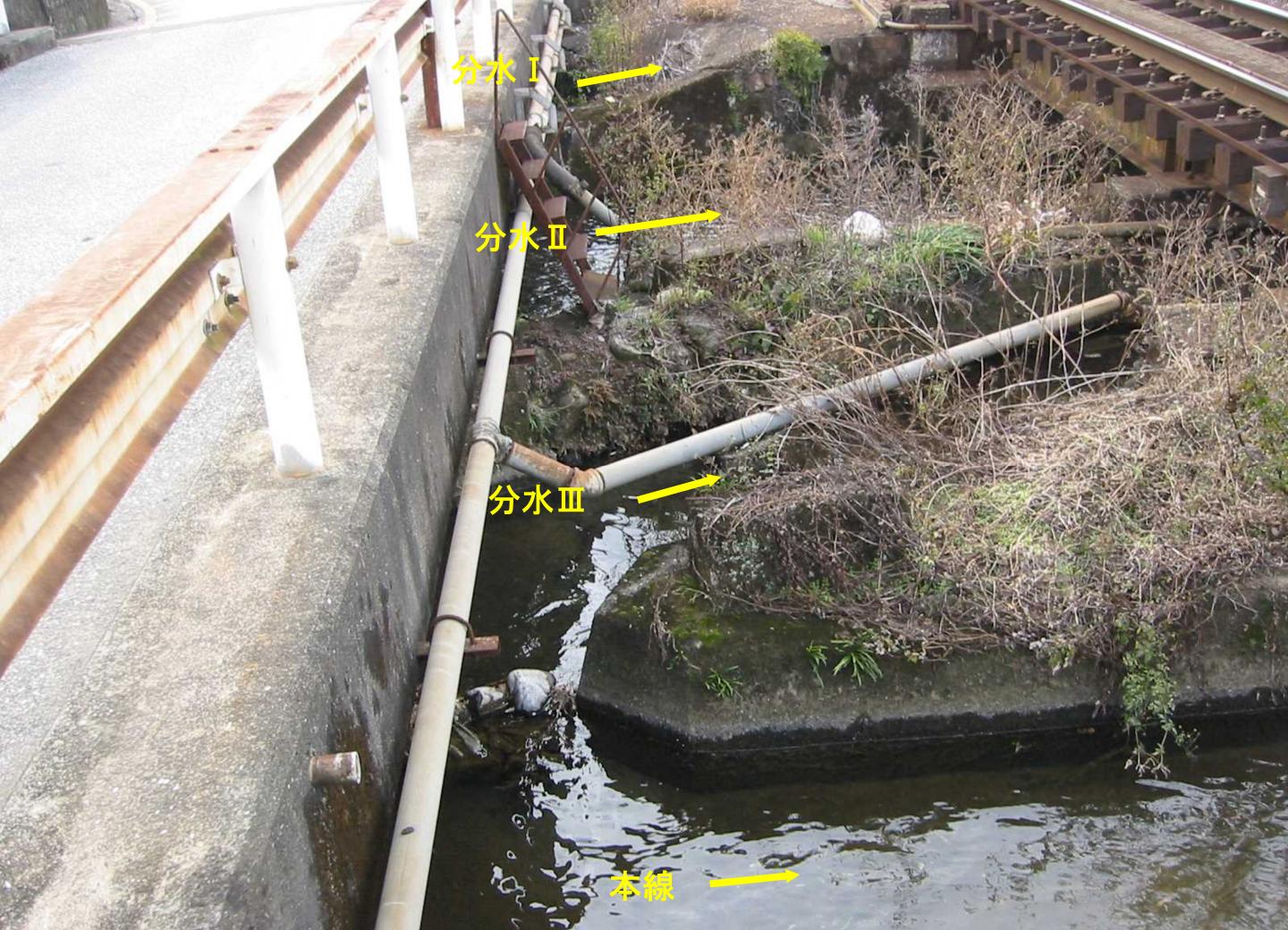
- ・一方、受益地は減少傾向にあるものの、<mark>水路網は毛細血管状に</mark> 張り巡らされ、<mark>数千の分水</mark>があることから、水位不足により 水が乗らない農地や水路も多数存在する。
- ・ <mark>下流域ではポンプアップ</mark>で農地に水を供給している箇所も多数 あるのが現状である。

このような状況から、<mark>取水量の確保が必要</mark>である。











分水については、せき板等により管理しており、その高さ(調整)は取水する 農家での取決めがあり、容易に分水の高さを変更することは難しい。 (1cmの調整で水の流れが大きく変わり、下流の農地や水路に水が行き届かなくなる)



下流域でのポンプアップの状況



物部川の水環境の変化

- 物部川の水環境は大きく変化している。気象状況の変化
 - ・ゲリラ豪雨による洪水
 - ・小雨状態の長期化による渇水
- ▼令和4年度物部川(合同堰・統合堰)渇水対応記録表

今和4年6月3日~今和4年7月5日(33日間)

令和4年4月14日~5月11日(28日間)			
	日時	利水流量カット率	
	R4.4.14	30%カット	
第一回	R4.4.18	50%カット	
∌ ─□	R4.5.2	30%カットに緩和	
	R4.5.11	取水制限の全面解除	

节和4年0万3日 - 节和4年7万3日 (SS日间)				
	日時	利水流量カット率		
	R4.6.3	20%カット		
第二回	R4.6.8	30%カット		
か 一凹	R4.6.16	40%カット		
	R4.7.5	取水制限の全面解除		

	日時	利水流量カット率		
	R4.12.20	20%カット		
第三回	R5.1.6	50%カット		
#_H	R5.2.20	30%カットに緩和		
	R5.3.7	取水制限の全面解除		

会和4年12月20日~会和5年3月7日(78日間)

- 市役所及び改良区には苦情の連絡あり
- •4月の渇水時には、作付を断念した農家あり

今後の取組など

水利権について

○実態把握と情報共有

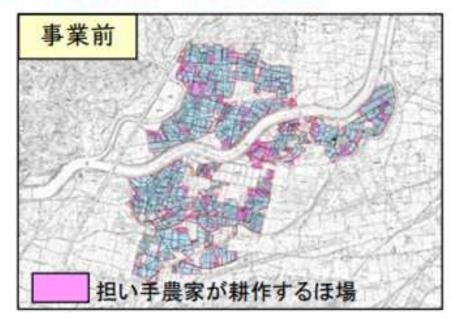
- ・前回の水利権許可更新時(H29年度)に、更新の条件 として、作付け状況調査を、H30年度よりR5年度までの 6年間、実施するよう国土交通省より指示を受ける。
- ・この調査結果から、遊休農地はあるものの、<mark>冬場の農地</mark> の流動化(作付けする農地が変動)が確認された。
- ・このことから、冬場の農地の流動化(営農形態の変化や ローテーション)を踏まえ、<mark>受益地内の全ての農地への</mark> 水供給の検討が必要。

将来の地域営農に関して

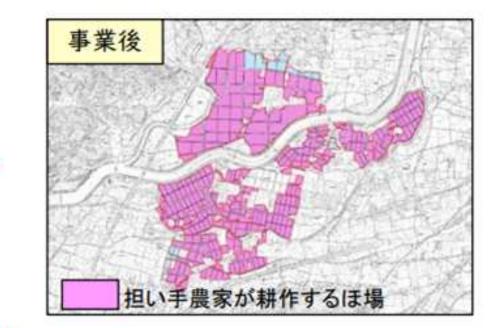
○「高知県南国地区」の国営事業



◆農地利用集積の促進



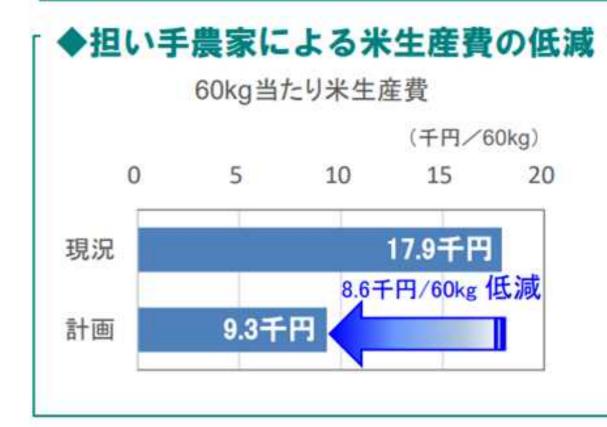
●担い手農地利用集積率 【現 況】18.1%

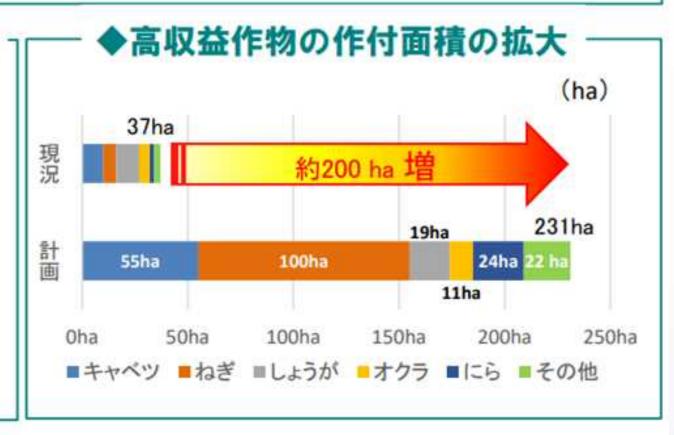


68% 增



【計画(目標)】85.8%





事業実施前後のイメージ写真





○営農関係

- ・実施中の国営事業を契機として、大規模経営や機械化により、 農地の持続的な活用を実現し、遊休農地の解消を行う。
- ・高知県の産業振興計画で掲げる<mark>「地域で暮らし稼げる農業」</mark>の 実現に向けて取り組む。

物部川の水環境について(水の有効利用)

- ■渇水調整協議会が頻繁に開催され「底水利用」などの 渇水対策の検討が必要となる場面もあった。
- 「渇水調整協議会」や「清流保全推進協議会」などの対応から物部川の水利用においては、降雨状況に大きく左右され、 利水者等の調整などが非常に難しい。
- 日常的に渇水への対応を意識することと併せて
 - ・利水者の自主節水の取り組み
 - ・営農に支障のない範囲での河川流量への配慮
 - ・渇水対策の迅速な実施など

今後は、関係者が協力・連携し、物部川の水環境の改善や限られた水資源の有効利用に向けた取り組みが重要。

水利権の更新

- 水利権は、現在、市町村や農業委員会など関係者で 策定されている「地域計画」と密接な関わりがある。
- ●地域計画とは、地域農業の将来のあり方を示す目標地図であり、今後は地域計画を踏まえた水利用の検討が重要。

次期、水利権更新手続き(R8年度)に向けて

- ・県(農業基盤課)
- · 両改良区(合同堰、統合堰)
- ・3市(香美市、香南市、南国市)
- と協力して、水の取水量の確保に向け、取り組むことが重要である。

ご静聴ありがとうございました

●高知県農業基盤課(須内、藤本)

TEL: 0 8 8 - 8 2 1 - 4 5 6 2

Mail: kousuke_sunouchi@ken2.pref.kochi.lg.jp